

「自動車部品を装着した場合の構造変更等検査時における取扱いについて（依命通達）の細部取り扱いについて」一部改正について

アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係

(1) 空気流を調整等するための自動車部品

エア・スポイラ、エア・ダム、フード・ウインド、デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインド・シールド

(2) 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクロード・ラゲージ・キャリア、バイク/スキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第 55 条第 2 項に定める積載の方法に抵触する自然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。

(3) その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む）、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッド・ライト/フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパ/ブッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウィンチ、けん引フック、トウバー、ロープ・フック、水/泥はねよけ、アンテナ、トラック・ヘッド・ライナー、グラフィック・パッケージ/テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、デフレクター/スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視カメラ、車間距離警報装置

二輪車：クラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ/ブレーキ・レバー

注：車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない。

2. 原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スターター、エキゾースト・パイプ/エクステンション

3. 車室内に設置する部品

空気清浄機、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難防止システム、エア・バッグ

4. その他

ナンバー取付ステー、任意灯火器類
運行に当たり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

- (1) タイヤ
- (2) ホイール

2. 操縦装置関係の部品

- (1) ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）
- (2) パワ・ステアリング（ギア・ボックスと一体のものを除く。）
- (3) 変速レバー・シフトノブ
- (4) 身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）
 - ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け
 - アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
 - 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
 - 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
 - ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け
 - 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け
 - アクセル・ペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

- (1) コイル・スプリング
- (2) ショック・アブソーバ
- (3) ストラット
- (4) ストラット・タワー・バー

注：上記（2）及び（3）の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

4. 連結装置関係の部品

- (1) トレーラ・ヒッチ
- (2) ボール・カブラ

5. 騒音防止装置関係の部品

- (1) マフラー
- (2) 排気管

6. その他

- (1) 規定灯火類
- (2) ミラー
- (3) ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF等）